

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年7月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100016号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2100004号

第1 結論

昭和60年10月から同年12月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年10月から同年12月まで

私は、昭和60年8月に会社を退職後、同年10月上旬頃にA市役所B出張所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、その後、同年10月30日に、同出張所の窓口で付加年金の加入申出を行った。付加年金の加入申出の際、その場で受け取った手書きの納付書(昭和60年9月分から同年12月分まで)を使用し、同年9月分の国民年金保険料(定額保険料)と同年10月分から同年12月分までの国民年金保険料(定額保険料及び付加保険料)を同出張所の窓口でまとめて現金で納付した。

しかし、年金記録を確認したところ、定額保険料は、昭和60年9月から納付記録があるが、付加保険料の納付記録は昭和61年1月からとなっており、請求期間に係る付加保険料の納付記録がない。所持している年金手帳の国民年金の記録(1)欄に、「60・10・30 付加保険料納付申出」との押印及び記載が確認できるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和60年8月に会社を退職後、同年10月上旬頃にA市役所B出張所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、その後、同年10月30日に、同出張所の窓口で付加年金の加入申出を行った旨主張しているところ、i) 請求者の国民年金の加入手続きは、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得年月日から、同年9月頃に行われたと推認できること、ii) 付加年金の加入申出については、請求者から提出された年金手帳(写)の国民年金の記録(1)欄に、「60・10・30 付加保険料納付申出」との押印及び記載が確認でき、A市は、請求期間当時、付加年金の加入申出の手続きが同市内の出張所の窓口で行われた場合、年金手帳に「付加保険料納付申出」のスタンプを押していた旨回答していることから、請求者の主張は、当時の同市における付加年金の加入手続きに係る取扱いと一致している。

また、請求者は、昭和 60 年 10 月 30 日の付加年金の加入申出の際、A 市役所 B 出張所の窓口で受け取った手書きの納付書を使用し、同年 9 月分の国民年金保険料（定額保険料）と同年 10 月分から同年 12 月分までの国民年金保険料（定額保険料及び付加保険料）をまとめて現金で納付したと主張しているところ、A 市は、請求期間当時、同市役所管内の出張所の窓口で納付書を作成し、その窓口で付加保険料を含む国民年金保険料を納付することができた旨回答していることから、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料（定額保険料及び付加保険料）を A 市役所 B 出張所の窓口で現年度納付することは可能である。

さらに、オンライン記録によると、請求者と同居していた母親の請求期間当時の国民年金保険料は、定額保険料に加え、付加保険料も納付済みとなっている上、請求者は請求期間の前後の国民年金保険料を現年度納付しているとともに、前述の加入手続きが行われたと推認される昭和 60 年 9 月以降 60 歳到達までの国民年金加入期間中の保険料を全て納付し、そのうちの 45 か月間については、定額保険料に加え、付加保険料も納付していることを踏まえると、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料（定額保険料）を現年度納付していたものと推認され、国民年金への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる請求者が、3 か月と短期間である加入直後の当該期間の付加保険料についても納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100014号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100027号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(昭和48年6月1日にB社に事業所名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年4月6日から昭和55年10月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、昭和41年1月に同社C支店へ配置転換となってから昭和55年10月1日に帰国するまでの約15年間において、給与体系及び社会保険に関わる取扱いは変更することなく旅行業務等に従事していた。

しかしながら、国の記録では請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、当該期間を被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたパスポート(写)及びD国の確定申告書(写)、同僚から提出されたA社に係る請求期間中の役員従業員住所録(写)並びに複数の同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者は、厚生年金保険の被保険者資格を昭和46年4月6日に喪失後、昭和55年10月1日に再取得しており、オンライン記録により確認できる請求者の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、請求者は、同社に係る雇用保険の被保険者資格を昭和46年4月6日に喪失後、昭和55年10月1日に再取得していることが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、同社は、請求期間中の昭和46年6月1日にE厚生年金基金に加入したことが確認できるところ、企業年金連合会から提出された厚生年金基金加入員台帳(写)によると、請求者は、昭和55年10月1日に同厚生年金基金の加入員資格を初めて取得し、昭和59年10月1日に同資格を喪失しており、当該期間に係る同厚生年金基金の基金加入員記録は確認できない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる38名に照会し、社会保険業務を担当していたとする者を含む複数の同僚から回答を得たものの、同社C支店で勤務していた

従業員の厚生年金保険の取扱い及び事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについて具体的な回答が得られなかった上、上記の役員従業員住所録(写)の「C営業所」欄において、請求者と共に氏名が記載されている同僚についても、同住所録の発行年に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、A社に係る閉鎖事項全部証明書によると、同社は、平成11年7月31日付で解散していることが確認できる上、同社の事業主及び代表取締役は、既に亡くなっている又は連絡先を確認することができず、これらの者に照会することができないことから、同社C支店で勤務していた従業員の厚生年金保険の取扱い及び事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたか否かについて、確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100019号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100028号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月

請求期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないため、請求者の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している上、同社が加入するB健康保険組合は、請求者の当該期間に係る賞与の記録はない旨回答している。

また、A社の事業主は、賞与の支給について、給与とは別の日に支給しており、給与の支払日は毎月25日(25日が土日の場合は、23日又は24日の金曜日)である旨回答しているところ、C銀行D支店から提出された請求者に係る平成16年7月1日から平成17年7月31日までの期間の預金取引明細表によると、オンライン記録で確認できる請求期間の前後の賞与記録(平成16年7月2日及び平成17年7月8日)と一致するA社E支店からの振込は確認できるが、平成16年12月中のA社E支店からの振込については、同年12月24日(金曜日)の給与のみ確認できる。

さらに、請求者は、同僚に対する照会を希望していないことから、A社において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録の確認できる同僚に対して照会することができず、当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた

ことを認めることはできない。